

1 新規申請

対象者	名称	説明	申請(届出)期限	添付書類	手数料	提出先
医師	医師免許申請書	新たに免許を受けるとき	その都度	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面(発行の日から6カ月以内のもの) 	60,000円分の収入印紙	医事業事チーム 電話0248-22-5479
歯科医師	歯科医師免許申請書					
保健師	保健師免許申請書					
助産師	助産師免許申請書			<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 	9,000円分の収入印紙	
看護師	看護師免許申請書					
診療放射線技師	診療放射線技師免許申請書					
理学療法士	理学療法士免許申請書					
作業療法士	作業療法士免許申請書			<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 卒業証書、卒業証明書、履修証明書等 		
視能訓練士	視能訓練士免許申請書					
臨床検査技師	臨床検査技師免許申請書			<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 合格証書の写し(保健所で原本証明をしたもの)又は合格証明書 		
衛生検査技師	衛生検査技師免許申請書					
歯科技工士	歯科技工士免許申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面(発行の日から6カ月以内のもの) 	30,000円分の収入印紙			
薬剤師	薬剤師免許申請書					
准看護師	准看護師免許申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 准看護師試験の合格証書の写し 診断書(※1) 戸籍抄(謄)本(※2) 	福島県の場合 5,600円分の福島県収入証紙(※3)			

※1 各申請により、診断内容が異なるため、詳細は下記の表によること。

なお、発行の日から**1カ月以内**のものであること。

※2 発行の日から**6カ月以内**のものであること。

なお、日本の国籍を持たない者は外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。

※3 福島県以外の免許証の場合は、手数料は定額小為替(郵便局)を添付することとなるが、各都道府県により手数料が異なるため、あらかじめ問い合わせること。

※1 免許証に添付する診断書の記載事項

	視覚機能	聴覚機能	音声・言語機能	精神機能	麻薬、大麻又はあへんの中毒
医師	○	○	○	○	○
歯科医師	○	○	○	○	○
保健師	○	○	○	○	○
助産師	○	○	○	○	○
看護師	○	○	○	○	○
診療放射線技師	○	○	○	○	○
理学療法士				○	○
作業療法士				○	○
視能訓練士	○	○	○	○	○
臨床検査技師	○			○	○
衛生検査技師	○			○	○
歯科技工士	○			○	○
薬剤師	○			○	○
准看護師	○	○	○	○	○

2 籍訂正・免許証書換え交付申請

対象者	名称	説明	申請(届出)期限	添付書類	手数料	提出先
医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 臨床検査技師 衛生検査技師 歯科技工士	籍(名簿)訂正・免許証書換え交付申請書	免許証の記載事項に変更が生じたとき	30日以内	・申請書 ・戸籍抄(謄)本(※1) ・免許証	変更事項1件に対して1,000円分の収入印紙	医事業事チーム 電話0248-22-5479
薬剤師	薬剤師名簿訂正申請書	薬剤師名簿登録事項に変更が生じたとき	30日以内	・申請書 ・戸籍抄(謄)本(※1)	変更事項1件に対して1,000円分の収入印紙	
	薬剤師免許証書換え交付申請書	薬剤師免許証の記載事項に変更が生じたとき	その都度	・申請書 ・免許証 (注)薬剤師名簿訂正申請書を同時に提出すること	2,750円分の収入印紙	
准看護師	准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書	免許証の記載事項に変更が生じたとき	30日以内	・申請書 ・戸籍抄(謄)本(※1) ・免許証	福島県の場合 3,400円分の福島県収入証紙(※2)	

注意: 申請が30日以内に行われなかった場合は、遅延理由書を添付すること。

※1 発行の日から6カ月以内のものであること。

なお、日本の国籍を持たない者は外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。

※2 福島県以外の免許証の場合は、手数料は定額小為替(郵便局)を添付することとなるが、各都道府県により手数料が異なるため、あらかじめ問い合わせること。

3 再交付申請

対象者	名称	説明	申請(届出)期限	添付書類	手数料	提出先
医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 臨床検査技師 衛生検査技師 歯科技工士	免許証再交付申請書	免許書を破り、汚したり、又は失ったとき(亡失、き損の場合)	その都度	・申請書 ・住民票(※1) ・免許証(き損の場合) ・意見書等(亡失の場合)	3,100円分の収入印紙	医事業事チーム 電話0248-22-5479
薬剤師				・申請書 ・破り又はよごした免許証 ・顛末書(亡失の場合)	2,750円分の収入印紙	
准看護師				・申請書 ・住民票 ・免許証(き損の場合) ・亡失に係る官公署の証明書又は本人の申立書(亡失の場合)	福島県の場合 4,100円分の福島県収入証紙(※2)	

※1 発行の日から6カ月以内のものであること。

なお、日本の国籍を持たない者は外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。

※2 福島県以外の免許証の場合は、手数料は定額小為替(郵便局)を添付することとなるが、各都道府県により手数料が異なるため、あらかじめ問い合わせること。

4 籍(名簿)登録抹消・消除申請

対象者	名称	説明	申請(届出)期限	添付書類	手数料	提出先
医師 歯科医師 保健師 助産師 看護師 診療放射線技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 臨床検査技師 衛生検査技師 歯科技工士	籍(名簿)登録抹消(消除)申請書	死亡・失そう等により名簿の登録を消除するとき	①その都度 ②死亡・失そう等の場合は、30日以内	①自ら申請する場合 ・申請書 ・免許証 ②死亡又は失そうの宣告を受けた場合 ・申請書 ・免許証 ・死亡又は失そうの宣告を受けたことを証する書類	なし	医事業事チーム 電話0248-22-5479
薬剤師	薬剤師名簿登録抹消申請書					
准看護師	准看護師籍登録抹消申請書					

5 返納届

対象者	名称	説明	申請(届出)期限	添付書類	手数料	提出先
医師	免許返納書	・免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したとき ・免許の取消処分を受けたとき	5日以内	・返納書 ・免許証	なし	医事業事チーム 電話0248-22-5479
歯科医師						
保健師						
助産師						
看護師						
診療放射線技師						
理学療法士						
作業療法士						
視能訓練士						
臨床検査技師						
衛生検査技師						
歯科技工士						
薬剤師						
准看護師						

注意：申請が5日以内に行われなかった場合は、遅延理由書を添付すること。

○ 次の免許については、厚生労働大臣して登録機関へ、直接申請を行ってください。

種別	指定登録機関	所在地	電話番号
臨床工学技士	厚生労働省医政局 医事課試験免許室	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111
義肢装具士	(財)テクノエイド教会	東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階	03-3219-8211
歯科衛生士	(財)歯科医療研修 振興財団	東京都千代田区九段北4-1-20 歯科医師会館内	03-3262-3381
救急救命士	(財)日本救急医療 財団	東京都文京区湯島3丁目37番地4号 湯島東急ビル7F	03-5330-0099
言語聴覚士	(財)医療研修推進 財団試験登録室	東京都港区虎ノ門1-22-14 ミツヤ虎ノ門ビル4階	03-3501-6515
あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師	(財)東洋療法研究 試験財団	東京都台東区東上野6-1-7 MSKビル5階	03-3847-9887
柔道整復師	(財)柔道整復研修 試験財団	東京都中央区日本橋富沢町8-7 サンビル4F	03-5652-3323